

小城市における学校給食のあり方について

(答 申)

平 成 2 0 年 1 月

小城市学校給食審議会

目 次

1 . はじめに -----	2
2 . 小城市学校給食の現状と課題 -----	4
3 . 小城市の学校給食が目指すべき方向性-----	6
4 . 学校給食センターの運営-----	7
5 . 給食運営委員会のあり方について-----	10
6 . 学校と給食センターの関係-----	11
7 . 給食費の徴収方法について-----	13
8 . 食材納入システムのあり方について-----	14

【付属資料】

1 . 小城市学校給食審議会条例 -----	18
2 . 審議会委員名簿 -----	19
3 . 教育委員会諮問 -----	20
4 . 審議資料 -----	21
5 . 審議会議事録 -----	42

1. はじめに

小城市は、平成17年3月に小城郡4町(小城町・三日月町・牛津町・芦刈町)が対等合併してスタートし、3年ほど経過しました。この間に、学校給食の現場を取り巻く環境は大きく変化しています。一般社会では、デリバリー(宅配・配送)食産業やレトルト食品の多様化、また朝食を食べない食生活の習慣化など食文化の変化を背景にして、栄養の偏重や生活習慣病の増加など、私たちの健康が脅かされている状況があります。国は、とりわけ未来を担う子どもたちの食の乱れについて高い問題意識を持ち、栄養教諭制度の創設(平成17年4月)、食育基本法の施行(平成17年7月)、そして食育推進基本計画の策定(平成18年3月)など、「食育」を核とした取り組みを推進してきました。

しかし、小城市における学校給食の取り組みは、合併以前の旧4町の運営をそのまま継承し、運営・人事体制など目前にある問題解決のための調整作業に追われてきたに過ぎません。子どもたちの食生活の見直しの必要性が高まる社会状況のなかで、小城市の学校へ通う子どもたちにどのような給食をどのような方法で提供していくか、市として統一した学校給食の方向性を早急に確立していくことが大きな課題となっていました。

そうしたなかで、市長が市南部に学校給食センターを建設する構想を示しました。このことが契機となり、小城市が抱える課題を洗い出し、そのあり方、方向性について早急に整理・検討する必要が生じてきました。

こうしたことから平成19年10月、小城市給食審議会条例の規定に基づく当審議会が立ち上がり、「小城市学校給食のあり方」について小城市教育委員会より諮問を受け、審議を行ってきました。3回と少ない審議でしたが、この審議のベースには平成18年度

に庁内関係者で設置された「学校給食問題検討会」が4回の会議を重ねて検討した成果があります。検討会は、課題の洗い出しと整理を行って当審議会に検討材料を提供しました。

当審議会として、教育委員会諮問に基づき、子どもたちに提供される学校給食とはどうあるべきか、そのあり方について審議し、以下の答申(提言)としてまとめましたので報告いたします。

この答申を真摯に受け止め、今後市における学校給食に関する施策及び事業計画に活かし、実現するよう努めていくのが行政の責務であろうと考えます。小城市教育委員会におかれては、この答申の趣旨を充分活かした施策の展開に取り組まれるよう、強く要望いたします。

2. 小城市学校給食の現状と課題

小城市における学校給食の現状は、第1回審議会資料中の「市内学校給食施設の運営形態等に関する比較表」のとおりです。

市立幼稚園3園、小学校8校、中学校4校の学校施設のなかで、小城町地区の晴田幼稚園・桜岡小学校・三里小学校・晴田小学校・岩松小学校・小城中学校については、小城市学校給食センターから統一した給食を提供しています。その食数は、園児・児童・生徒及び教職員合わせて約2,060食になります。

三日月町地区の三日月小学校と三日月中学校は、三日月小学校に併設された給食室から提供しています。食数は約1,510食です。三日月小学校は児童数1,000人を超える県内最大規模の小学校です。いわゆる自校方式の運営形態ですが、ここでは副食のみ調理しており、主食(米飯)は家から持参しています。同地区内の三日月幼稚園は、園児数が260人で県内最大規模の公立幼稚園です。以前は、小中学校と同様に給食の提供が行われていましたが、小学校児童の急速な増加に伴い給食調理施設の供給能力を超えたため、給食提供が断念された経緯があります。現在は、佐賀市内の民間調理業者に弁当給食委託により給食を提供しています。

牛津町地区は、牛津小学校及び砥川小学校が自校方式で完全給食を実施しています。食数は、牛津小学校が約520食、砥川小学校が約180食。牛津中学校では牛乳のみの提供で、弁当持参を基本とするものでした。しかし、合併後、市内の子どもへの給食提供の公平性を確保することを目的として三日月幼稚園と同様に、平成18年度より委託による弁当給食の提供(食数約330食)という方法をスタートさせています。

芦刈町地区では、芦刈幼稚園・芦刈小学校・芦刈中学校について、芦刈小学校に

併設された給食室より約680食の完全給食が提供されてきました。

このように、合併以前の4町の学校給食に係る取り組みの経緯は、それぞれ異なっています。センター方式、単独での自校方式、複数施設共同の自校方式、そして弁当委託方式、また完全給食あるいは副食のみの給食など、この異なる学校給食のあり方をどのように調整していくかが今後、小城市に課せられた大きな課題です。

加えて近年、学校給食分野で社会問題になっているのが、給食費の滞納問題です。保護者に課せられた給食費は、子どもたちの賄い材料費に充てられており、保護者の規範意識の希薄化・モラルの低下による給食費の滞納は「子どもたちに安心・安全で栄養価の高い食事を提供する」という学校給食の目的を阻害する大きな要因となっています。小城市においては、特に学校給食センター所管の給食費滞納が平成19年11月現在で1,280万円(平成13年度からの累積)と深刻な状況となっており、市全体の給食費滞納金額約1,820万円の約70%にあたります。この滞納問題をどのような形で解決していくのか、緊急の課題となっています。

また、社会がグローバル化し、私たちが食べるものはどこでどのように作られているか、目に見えなくなってきました。その結果、生産過程で汚染された食材や不衛生な環境で作られた食材が市場に流通するなど、大きな問題も生じてきています。その反省として、近年はなるべく地元で作られた食材を消費する「地産地消」の取り組みを推進する自治体が増えてきています。小城市においても、市内産食材の調達率を上げていく取り組みが行われています。特に、学校給食分野では子どもたちに安心・安全な食材を提供することを目的に、穀類・野菜・果物を中心に地元食材の活用を進めているところです。しかし、年間を通じて安定的に供給するためのシステムが構築されておらず、今後、生産農家との連携が大きな課題となっています。

その他、最近の子どもたちのなかで食物にアレルギー拒絶反応を示す子どもの比率が高くなってきています。学校給食においても、卵や甲殻類など、特定の食材に対してアレルギーを示す子どもについては、その特定の食材を除去して学校給食を提供している自校方式の施設と、給食センターのようにその運営形態から除去食について対応できない施設があります。また、全身性アレルギー反応で重要になるとショック状態に陥り、生命の危険にまで及ぶ「アナフィラキシー」の子どもや、十数種類もの食材にアレルギー反応を示す子どもなど、食物アレルギーをもつ子どもの現状は複雑かつ多様で、その対応はますます困難な状況になってきています。さらに、アレルギーをもつ子どもの保護者の学校給食に対する要求も高くなり、こういった基準を設けて対応していくのか、新たな指針の策定が必要になってきています。

3. 小城市が目指す「学校給食」の方向性

【小城市が目指す「学校給食」の定義】

1. 小城市が目指す「学校給食」とは、学校における「食育」の観点から展開する教育の分野であり、子どもたちの健全な発育に必要なかつ安全な食事を提供することを目的とします。また、「食」が生涯にわたって人に及ぼす影響や健康な体を維持するためにどれだけ大切か、そうした「食」に関する正しい知識や食習慣を習得させることも重要です。

2. 小城市が目指す「学校給食」は、学校給食法に定義する幼・小・中学校で公立(市立)学校に通う幼児・児童・生徒を対象とし、原則として市立学校に通う幼児・児童・生徒すべてに提供されます。

【行政の役割と保護者の責任】

3. 小城市が提供する学校給食は、行政の役割と保護者の責任により維持されるものです。行政は、市立学校に通う子どもたちに対して安全かつ衛生的、そしておいしい給食が、公正かつ安定的に提供される環境を構築し、子どもたちの健全な発育に寄与します。同時に、子どもたちの年齢段階に応じた「食育」の取組みを積極的に展開するため、学校と連携しながら人的・財政的支援を推進します。

4. 保護者は、食材費(給食費)について負担する義務を負い、遅滞なく納入する責任があります。また、保護者は家庭のなかで、正しい食習慣を子どもに身につけさせることが重要です。それが、子どもの健全な育成につながるということをきちんと理解し、家

庭教育を実践・強化する必要があります。加えて、子どもの健全育成の一端を担う学校給食の運営と子どもたちが享受する給食についても高い意識と関心を持ち、学校と家庭が連携して「食育」活動に推進できるよう、最大限の配慮と努力を行うものとします。

4. 学校給食センターの運営

小城市の学校給食は現在、センター(共同調理場)方式、自校方式、弁当委託方式など、異なる学校給食の提供方式を余儀なくされています。そこで、市立学校に通う子どもや保護者たちにとって公平かつ納得できる提供のあり方を模索していかなければなりません。それを踏まえたうえで、さまざまな施設運営のあり方について検討した結果、もっとも現実的な運営形態は「給食センター(共同調理場)」方式であると考えます。

子どもたちの目に見える近い場所で調理する自校方式が、教育的視点や保護者の立場からみた場合に最良であるという意見も強くあります。しかしながら、一方で施設の維持管理に係る費用の効率化に限界があります。今日的課題である行財政改革の視点からみると、老朽化が進んだ施設及び調理器具、処理能力に限界がある施設など、自校方式施設の維持管理に係る経費は今後年々増加していくと見込まれており、こうした自校方式の調理施設を残していくことは大変困難なことだといえます。

また、小城市では旧4町の施設がそのまま継承されており、子どもたちが受ける学校給食の内容に違いがあり、このままの形態を維持していくことは公平性の視点から問題があります。

保護者の立場からは、財政的視点から自校方式が受け入れられないことへの強い不満があると思いますが、子どもの食は家庭が基本です。行財政的側面から行政が提供する学校給食の運営方式では保護者が満足できない部分があるかもしれませんが、家庭における食の充実により学校給食で提供できない部分を補っていくことが大切であると考えています。

こうした観点から、当審議会では市内の学校給食施設を集約化したセンター方式

を目指すことが望ましいという結論に至りました。

稼働中の小城市学校給食センターに加え、南部にもう1つ新学校給食センターを建設し、市内の3市立幼稚園、8市立小学校、4市立中学校に対して統一的な学校給食が提供できるような環境を整えていくことが重要です。この2つの学校給食センターに集約化することにより、市内の子どもたちに対する統一的な学校給食の提供を実現し、かつ人的管理や財政上のメリットを生み出していくことが可能になってくると考えられます。

また、学校給食センター方式を前提とした運営のあり方としては、行政の直営方式のほか、最近注目される方式として、施設を行政で用意し調理などソフト部分を民間の活力を導入する「公設民営」のやり方があります。ハード・ソフトともに「民間委託」による方式等もあります。直営方式から「給食業務の委託」に移行する自治体も増えてきており、民間委託が必ずしもマイナス面ばかりという状況にはありません。

長期的な視点に立った場合、小城市が置かれている状況に照らし合わせて、直営方式か民間委託方式かの選択を検討していく必要があります。しかし現時点では、牛津中学校改築完了を目途としてセンター化を実現するスケジュールを踏まえると、民間委託方式へ移行する場合には現在抱えている給食調理員の処遇など人事管理上解決しなければならない大きな課題があります。こうした問題を解決し、新給食センターで民間委託方式を採用するには時間的に余裕がないため、直営方式を採用することが妥当であるという結論に至りました。

また、新給食センターに求められる機能として重要な視点は、前述しているように社会の状況を踏まえた「食育」への対応ができることです。小城市で生産される食材を活かした献立づくり、そしてふるさとの食材を活用した「食育」の展開を推進できる中核施設として位置づけていくことが大切です。

以上のことから、今後の学校給食センターの運営については、次のようにまとめることができます。

- (1) 小城市における学校給食のあり方は、自校方式、弁当委託方式を廃止し、人的・施設的に集約化した「センター方式」に統一して採用すること。
- (2) センター方式では、自校方式で取り組んできた子どもたちへの「食育」について積極的に取り組み、「食育」の中核施設として位置づけること。
- (3) 当分の間、学校給食センターの運営は直営方式によることにするが、業務の一部について民間委託が可能な部分については、その検討を進める。
- (4) 2つの学校給食センターが稼働した後、長期的視点で民間委託の可能性について検討し、直営方式に比べて民間活力を導入するほうがメリットが大きいと判断した場合は、速やかに移行すること。
- (5) 新給食センターの建設地は、学校施設の隣接地が望ましいが、その選定については慎重に検討すること。
- (6) 新給食センターの機能は、学校、学校栄養職員及び保護者の意向を充分踏まえて検討すること。
- (7) 新給食センターの運営に関する市民への情報公開について、万全を期すこと。

5. 給食運営委員会のあり方について

学校給食運営委員会は、学校給食の運営に関する意思決定機関です。小城市では、2つの学校給食センターを直営で運営する場合、この組織体制の整備は必要不可欠な課題です。従って、現在異なった給食提供方式の混在により各施設にある給食運営委員会の見直しを図る必要があります。

特に、学校給食運営委員会の役割をどのように見直し、規定していくか大きな課題であるといえます。運営に関わる意思決定機関として自立し、学校給食の運営に関する問題解決能力をもつ組織にしていく必要があります。具体的には、社会問題化している給食費の滞納問題について、学校現場だけの取り組みではなく、運営委員会の主体的課題として解決策を見出し、学校や行政と連携して取り組んでいくことができる組織体制であることが大切です。

以上のことを踏まえて、今後の学校給食運営委員会のあり方については、次のように提言します。

- (1) 給食運営委員会は、小城市で統合、一本化すること。
- (2) 給食費の徴収関係業務は各学校で処理し、各センター会計、市単位の会計へと積上げ方式のシステムを研究・開発すること。
- (3) 会計報告は、各学校単位(保護者へ)、センター単位(各学校へ)、市単位(運営委員会)の3段階で行う。
- (4) 下部組織として 献立委員会、衛生管理委員会、を置くこと。
- (5) 給食費徴収について特別委員会を設け、監視システムを構築すること。
- (6) 組織構成のなかで、地域や保護者などと連携し易い体制を検討すること。

6. 学校と給食センターの関係

市立幼・小・中学校と学校給食を提供する学校給食センター、そして行政との関係について明確にしておく必要があります。以下に、当審議会が結論づけた位置づけを示します。

- (1) 行政は、学校給食の実施者であり、学校給食の調理場である学校給食センターを運営します。
- (2) 学校長は、学校給食の実践に係る管理者であり、学校は、食材費である給食費を保護者から徴収します。
- (3) 学校は、保護者から徴収した給食費を給食センター口座に振り込むと同時に、未納者及び滞納者についての管理を行います。
- (4) 学校は、運営委員会・行政と連携して督促を含む徴収活動を行います。
- (5) 学校は、給食の内容や給食の実施に関する子どもや保護者の意見・要望をまとめて、給食センターと情報交換を行います。
- (6) 学校給食センターは、給食費を適切に管理し、子どもたちの発育状況に応じた献立を作成し、それに必要な食材・資材を調達して給食を作り、学校に提供します。
- (7) 学校給食センターは、学校との情報交換を密に行い、食育に関わる啓発活動等学校への積極的な協力・支援を行います。

【食物アレルギーへの対応に関して】

今日的課題である子どもの食物アレルギーへの対応は、学校・学校給食センターが連携・協力し、取り組んでいく必要があります。しかし、アレルギーの状況は一面的ではなく、アレルギーの内容、症状は多岐にわたっています。そうしたなかで、学校給食が対応できる範囲は限られていますが、保護者の要求は常に高度化してきています。

小城市では、そうした状況を鑑みて、行政が公共サービスとして提供できる学校給食の領分、つまり学校給食が対応できる範囲と保護者の果たすべき役割を明確にして保護者に示す必要が生じてきています。

この点について、以下のとおり方針をまとめて提言します。

- (1) 小城市学校給食では、食物アレルギーへの対応は原則として除去食による献立メニューを作成し、対象となる子どもが摂取する栄養価が低下しないようにできるだけ配慮します。
- (2) 食物アレルギーへの対応については、保護者から提出された医療機関の診断書等、証明に基づいて行います。
- (3) 保護者の連携・協力が得られれば、事前に献立の吟味を行い、アレルギー食材の除去による限定メニューの提供等、個別対応が可能な部分に対応していきます。
- (4) 多種類の食材・素材へのアレルギーを示す子どもについては、個別メニューで対応することは実質上困難であり、保護者による弁当提供を原則とします。

7. 給食費の徴収方法について

給食費の徴収及び社会問題化している滞納問題について、改めて見直しを図る必要があります。給食費は原則として、子どもたちが食べる食材の費用を保護者が負担しているものです。その徴収方法としては、小城市では次の3つに分類できます。

給食センター方式	給食費単独で保護者口座からセンター口座へ振替
自校方式1	学校校納金と一緒に保護者口座から学校口座へ振替
自校方式2	PTA地区役員が手集めして学校口座に振込み

この3つの徴収方法のなかで、給食センター方式は、徴収の効率化が図れますが、一方では保護者から見ると学校や担任教師との関連性が薄くなり、結果として給食費を払わない滞納者が増加するという特徴があります。また、自校方式2は手集めでほとんど未納者がいないという利点がありますが、地域性や歴史性に負うところが強く、個人情報保護の観点からみると市全域に広げる一般的な徴収方法には適さないと考えます。

従って、現状で当審議会が基本原則として考える徴収方法は、自校方式1が適しているという結論に達しました。学校において、保護者から徴収する校納金と給食費をセットにして学校口座に振替えることにより、学校や担任教師との接点を維持しつつ、保護者にとっても口座振替のメリットを活かすことができます。

また、自校方式2の手集め方式については、地域の特性によっては有効な手段であり、それを廃止して自校方式1に移行させる必要はないと考えています。

【給食費滞納問題への対応について】

小城市においても深刻な問題となっている給食費の滞納については、滞納者の状況に応じた徴収手続きを明確にしていくなど、早急に対策を講じる必要があります。

小城市の現状としては、全体で滞納率が3%程度となっています。そのなかには、生活困窮世帯で就学援助制度を利用している家庭や、たまたま口座の資金不足で振替えできなかった短期の未納世帯は含まれていません。支払い能力があるにも関わらず、数ヶ月以上支払う意志が見受けられない悪質な滞納者を指しています。この悪質な滞納者に対しては、裁判所に債権回収委託を行い、裁判所から債権回収を実施してもらうなど、断固として厳しい姿勢で臨む必要があります。

保護者は、滞納が子育て放棄にもつながる行為であるということを充分認識し、改めて親の規範意識について見つめ直してもらいたいと思います。滞納による子どもたちの心理的負担を考えると、健やかな成長に及ぼす影響は計り知れず、子どもの健全な育成の視点からも保護者としての責任を果たしていくことが重要です。

そのためには、行政・学校からも機会あるごとに保護者に向けた啓発情報を積極的に発信し、給食費の滞納ができないような環境づくりや滞納に陥り易い保護者をフォローアップするようなシステムづくりを推進していくことが望ましいと考えます。

8. 食材納入システムのあり方について

食材納入システムについては、現在各施設の給食運営委員会で納入業者を決定して、学校栄養職員が献立に基づいて食材を発注しています。しかし、今後の方向性として給食センターに集約化していく場合、食材納入システムについても見直しが必要です。

当審議会では、その方向性としては、全市的に一元化して共同購入化を促進していくべきであろうと考えていますが、詳細については今後、行政において給食運営委員会等関係組織、また学校や学校栄養職員の意見を踏まえながら、統一的食材納入システムを検討し、決定すべきだという結論に至りました。以下に、食材納入システムのあり方について検討すべき留意点を掲げておきます。

食材納入業者の管理一元化

食材の仕入れ金額(単価)の決定に関する適正な手続きの確立と標準化

食材納入組合の位置づけ

地場産食材(主に穀類・野菜・果物)の安定的調達システムの構築